

役員等報酬規程

（

）

社会福祉法人松前福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松前福祉会の役員及び評議員等（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は招集又は通知等により出席した時は、出席1日につき次の各号により、その都度支給する。ただし、予算の範囲内とする。

(1) 理事長	3,600円
(2) 理事	3,000円
(3) 監事	3,000円
(4) 評議員	3,000円
(5) 選任・解任委員	3,000円

(報酬の支給)

第4条 前条により支給する報酬は、年度の途中で就任又は退任した役員等の場合であっても、出席した事実に基づいて支給する。

2 施設長等の常勤職員である役員にあっては、この規程を適用しない。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が第3条の規定により出席したときは、費用弁償として出席1回につき1,500円を支給するものとする。

(改正)

第6条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て評議員会で議決しなければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附則

この規定は、令和5年1月1日から施行する

(

(